

沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準

第1 趣旨

この基準は、市民に信頼される公正で透明な市政運営、公務員倫理の保持の徹底及び不祥事発生防止を目的として、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行った場合の処分内容等の公表に関する取扱いについて定めるものとする。

第2 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職の処分

第3 公表内容

1 公表する内容は、次の事項とする。ただし、個人が識別されない内容のものとする。これを基本とする。

- (1) 懲戒処分を受けた職員（以下「被処分職員」という。）の所属部局名
- (2) 被処分職員の職名
- (3) 被処分職員の年齢
- (4) 処分に至った事実の概要
- (5) 処分年月日
- (6) 処分内容

2 第3の1にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、所属名及び氏名についても公表するものとする。

- (1) 免職の処分をした場合
- (2) 公表内容の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、必要と認める場合

第4 公表の例外

第3にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

- (1) 被害者が公表を望まない場合
- (2) 公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利及び利益を侵害するおそれがある場合

第5 公表時期

公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。ただし、捜査機関の捜査又は司法機関の公判の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある場合については、期間の経過により公表しない理由がなくなったときに公表するものとする。

第6 公表方法

公表の方法は、沼田市のホームページへの掲載その他適宜の方法によるものとする。

附 則

この基準は、令和4年10月31日から施行する。